

「沖縄県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例案」の骨子

沖縄県こども未来部こども家庭課

1 趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 22 第 2 項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準を定めるものとします。

2 最低基準の目的

府令のとおり、入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障することとします。

3 登録一時保護委託者の一般原則

- ①府令のとおり、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならないこととします。
- ②府令のとおり、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならないこととします。
- ③府令のとおり、法に定める一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならないこととします。

4 児童の権利の制限

- ①府令のとおり、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならないこととします。
- ②府令のとおり、正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならないこととします。

5 児童の行動の制限

府令のとおり、施設等により児童の行動を制限してはならないこととします。

6 虐待等の禁止

府令のとおり、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこととします。

7 児童対象性暴力等の防止

府令のとおり、第 34 条の 22 第 6 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととします。

8 非常災害対策

- ①府令のとおり、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設

なければならないこととします。

②府令のとおり、常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならないこととします。

③府令のとおり、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回、これを行う体制を整備しなければならないこととします。

9 自動車を運行する場合の所在の確認

府令のとおり、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならないこととします。

10 児童の権利擁護

府令のとおり、入所する児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行う体制を整備しなければならないこととします。

11 児童の所持品等

①府令のとおり、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこととします。

②府令のとおり、合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談することとします。

③府令のとおり、合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めることとします。

④府令のとおり、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管することとします。

12 設備の基準

①府令のとおり、採光、換気等児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けることとします。

②府令のとおり、児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けることとします。

③府令のとおり、児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えることとします。

④府令のとおり、入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事とします。

⑤府令のとおり、浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事とします。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでないこととします。

⑥府令のとおり、居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の

増進に関する法律（令和 5 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項に規定する性的指向及び同条第 2 項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮することとします。

⑦府令のとおり、30 人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設けることとします。

⑧府令のとおり、児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えることとします。

13 登録一時保護委託者における職員の一般的要件

府令のとおり、入所する児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならないこととします。

14 夜間の職員配置

府令のとおり、夜間、少なくとも職員 1 人以上を置く体制を整備しなければならないこととします。

15 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準

①府令のとおり、他の社会福祉施設と併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができることとします。

②府令のとおり、①の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しないこととします。

16 衛生管理等

①府令のとおり、入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生上必要な措置を講じ、衛生的な管理に努めることとします。

②府令のとおり、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めることとします。

③府令のとおり、入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭しなければならないこととします。

④府令のとおり、入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこととします。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供することとします。

⑤府令のとおり、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこととします。

17 食事

①府令のとおり、入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮したものでなければならないこととします。

- ②府令のとおり、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならないこととします。

18 入所した児童及び職員の健康状態の把握等

- ①府令のとおり、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならないこととします。なお、必要な措置を講ずるに当たり、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならないこととします。
- ②府令のとおり、①の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならないこととします。
- ③府令のとおり、施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならないこととします。

19 養護

府令のとおり、施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健全やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならないこととします。

20 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等

- ①府令のとおり、施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならないこととします。
- ②府令のとおり、施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならないこととします。
- ③府令のとおり、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならないこととします。
- ④府令のとおり、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力をして行うよう努める体制を整備しなければならないこととします。
- ⑤府令のとおり、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならないこととします。

21 登録一時保護委託者内部の規程

府令のとおり、入所する児童の支援に関する事項その他施設の管理についての重要事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならないこととします。

22 登録一時保護委託者における記録

府令のとおり、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならないこととします。

23 秘密保持等

- ①府令のとおり、職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならないこととします。
- ②府令のとおり、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならないこととします。

24 苦情への対応

- ①府令のとおり、入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないこととします。
- ②府令のとおり、①の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならないこととします。

25 電磁的記録

府令のとおり、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとします。

26 施行期日

この条例は、令和9年4月1日から施行することとします。